

明治元年新刊

外國事務

松本館藏



Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is written in a cursive style and is mostly illegible due to fading and the angle of the page.

わの友福地深了。いよいよ文才よきし
 之。翻譯の目録よりけり。あつた。ひか
 舊幕府に使者よ具せられて。歐羅巴海を
 りくりありき。その風俗を以て法令をた。また
 あつた見事なり。ついでにきつてさへ留り
 一を。こころをなす。ついでにきつてさへ留り
 せん。はるなり。されき。あつた。ひか

よいきて禁を問ひ。あつた。ひか
 うつてき。あつた。ひか
 天の此事。あつた。ひか
 い。あつた。ひか

明治元年十一月

松河春彦

小引

一此書は福地尚甫此譯稿にて外國事務局此規
 律を記載せる立法約として密定章之まゝ嚴
 として煩わしむ文章簡單なりと雖も歐洲外
 交此方法を知らざる是より方今我國外國との
 交際益々盛なり此秋に當りて此書を公にせ
 る實に國家に急務に益ありと云んも敢て其
 理なきに非ざる故に今淺陋を顧はざる校正し
 改めて外國事務と名け森川氏と謀り之を上

外國事務目次

魯西亞外國事務局規則

- 第一章 外國事務局此首務並後之此事
- 第二章 外國事務局此議事院
- 第三章 外國事務局此文書院
- 第四章 亞細亞事務局
- 第五章 內洲事務局
- 第六章 外國事務局此會計房

第七章 國帝此書庫

第八章 彼得堡此書庫

第九章 莫斯科此書庫

第十章 使前館 公使館 コンシユル所

第十一章 公使館より諸房へ此文書往復

第十二章 外國事務局役々撰任并局中此昇進

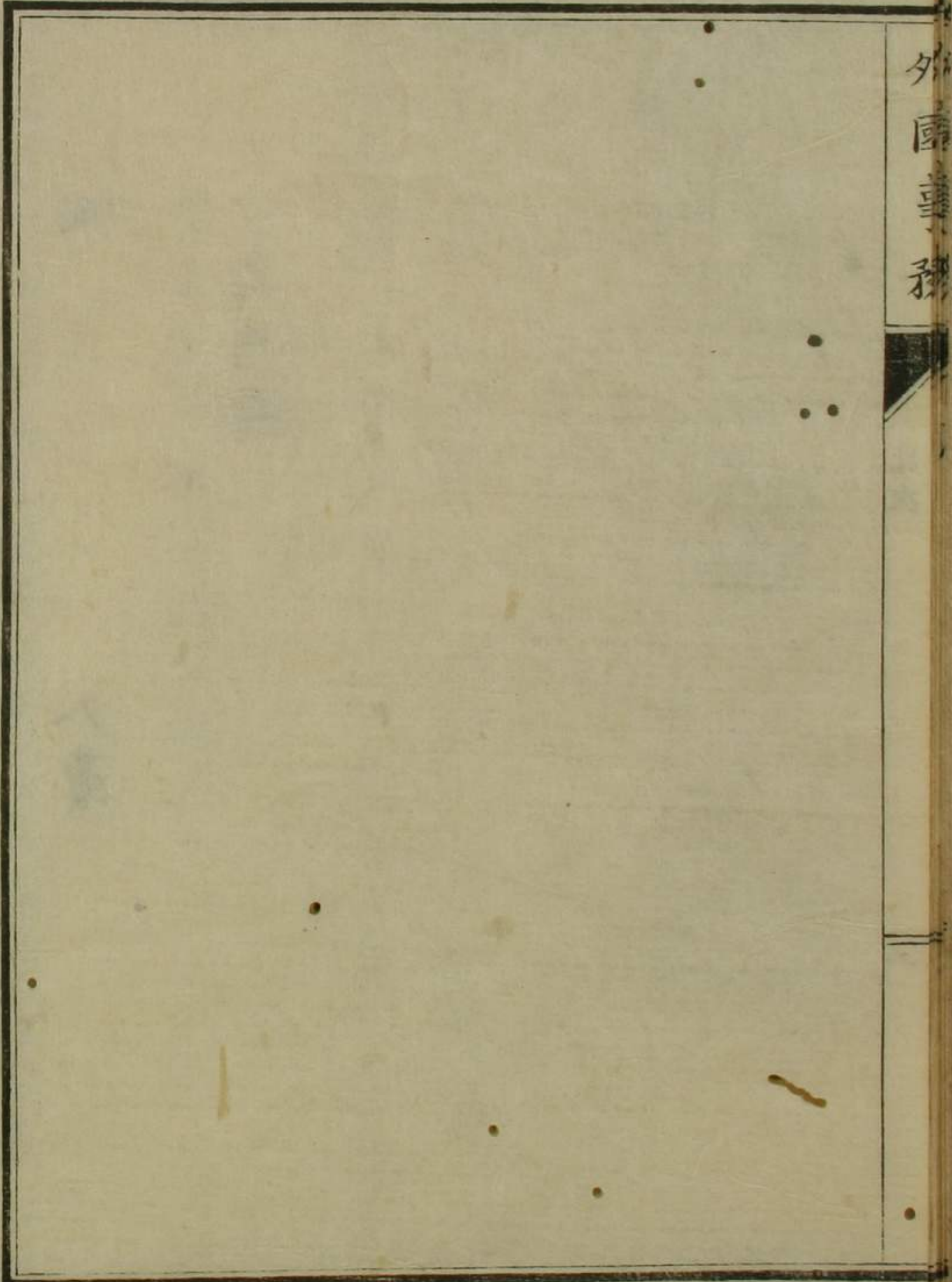
退役此事

魯西亜外國事務局揭示

同 官負

同 入費

目次終



外國事務

福地源一郎 譯

过 裡之妙 技



魯西亜外國事務規則

第一章 外國事務局の首務并役々の事

第一條

外國事務局の基本とすべき條を
一魯西亜と諸外國との交際を取扱ふべき事

一 外國居留地魯西亞臣民を法律を以て保護す
べき事

一 魯西亞居留地諸外國臣民より法律の保護を
請ふ妨りありしをこれを満足せしめん
か爲るべし 國內此諸局へ引合ふる事
事

第二條

外國事務局は宰相之を總裁すべし 又員此時
は亞相或は外國事務執政之に代ふべし

第三條

局中此諸務は外國事務參政之を處置し其權
執政より與くべし
參政も諸局此執政及び諸省の伊領と直に引
合ふべし

第四條

外國事務局此議事官と交際關係の書類を取
扱ふ且つ特命此使臣に任じし人よりて執政
に附屬し

第五條

外國事務局中此諸房院と左此如

第一 議事院

第二 文書院

第三 亞細亞事務房

第四 肉洲事務房

第五 會計房

第六 國帝此書庫

第七 彼得堡此書庫

第八 莫斯科此書庫

第九 十二名此附屬

人役

第十 東洋語學所

第六條

外國事務を重大此事を

交際関係の書記官 波瀾及ハカウカス國此鎮

台一附屬

同フオンクシヨ子ール人 バスサラビー及び新魯西亞

黒海諸部此總奉行一附屬

同 フオンクシヨ子 一人 キルギユイス 部の奉行シ
ルダリア河筋改形へ附属はべし

第七條

諸外國政府へ派出せし使節 公使 ミニストル
コンシユルゼ子ラル ワイスコンシユルゼ子ラル 外國事

務關係は役々 荷蘭國王母并 ウオルテ ンビユルク
侯夫人へ附属は理事官等皆去此局へ附属は
べし

第八條

法則を揭示せし書類 免許状 條約 委任状
其餘の書類に於すべき國印は國法に從ひ外
國事務局にて之を預るべし

第九條

文書院諸房書庫等に差起りし諸事件を處置
すはは執政は職掌多しべし但し諸房院にて
決すべき事を格別なり

第十條

局中此人員俸祿を定め此通りたるべし

第二章 外國事務局に議事院

第十一條

外國事務局に議事官は其正勤の外諸房に依
裁或は文書院を兼勤する事勝手とすべし
議事院に大佐領を執政參政或は年久しく議
事官を勤めしものより選任とすべし

第十二條

諸房中限り此處置不て議事院の論を待て及
たまき事伴歎或は之を必用とすべき給之を

裁判する事を執政或は代任の人此見込るよ
る座し

第十三條

諸房にて議論を乞ふべき事阿るを其房に依
裁より之を議事官へ渡はすべし

第十四條

諸物書を取替し之を施行する事を諸局同様
此規則に依らば

第三章 外國事務局に文書院

第十五條

外國事務局此文書院と文際上此往復書類を
重立し取扱ふべし

第十六條

文書院は總裁有りて副裁書物禎り首長之に
附屬し其以下此役には定数の數を任じ第一等
第二等第三等此書記官に分つなり

第四章 亞細亞事務房

第十七條

亞細亞事務房も東洋此事件亞細亞亞弗利加
此諸國亞歐羅巴土耳其希臘多臘諸部の事務
に關係せし書類往復を取扱ふべし

第十八條

右往復も改事上此關係のつかう以下此條を
を管轄しべし

一前條の諸國をわけて魯西亞民貿易を管み
其國と此河海を航通する事
一魯西亞人東洋諸國へ轉任し或は通行する事

差支なき處置

一 東洋諸國の人民魯西亞へ居住するに付て此事件

一 東洋諸國に使臣館コンシヨル所を置き亞細亞事務房との往復を便する處置

一 避病所を新建東洋流行此諸病を避くべき法を設くる事

一 電機信報を新建する事及び郵便書取替せし事

第十九條

亞細亞植民地掛りて外國事務局に在る所の事務に關する關係の事件を都て亞細亞事務房に取扱するべし

第二十條

房中此役には三部に分つ其人教を定むる通り

第二十一條

東洋語學及び歐羅巴諸語希臘土耳其の通世の譯官を此房に附屬するべし

第二十二條

裁判所或も他省より差越ふる書類東洋語より記せしものも房より之を魯西亞語に翻譯しべし

第二十三條

房に支配し屬せし公使館に於て裁判し下魯西亞裁判所此法律に異ならずる時は房より之を保証しべしこの裁判書類を外國へ送る時は附屬法律掛り此に於てシヨ子に於て押を

加ふべし

第二十四條

東洋語學所を新建する旨は土其百兒社其外諸國より何れ公使館附屬此譯官を育せん者なり是を亞細亞事務房に屬しべし

第五章 内洲事務房

第二十五條

内洲事務房は歐羅巴^{土耳其帝國多腦諸邦を指す}亞米利加諸國關係此政務を取扱ひ其外緊要此條

くを左に通り

一 國事より帝族に諸貴戚或は外國に帝王へ可
被遣國書を普通に法より従ふて取扱ふべき事
一 僧官選任等此事より付羅馬加特力教にその不
満あり格羅馬帝官へ引合此事

一 外國に教法より關係せし諸件の處置

一 外國より阿る魯西亞軍艦各種の船舶等 乘但等
より付て此處置

一 魯西亞と諸外國との通商關係に事件より付政

務上此に支障を害しき程に處置

一 蒸氣帆船より外國の河海を通航し或は鉄
道其外通行より付て此諸件

一 電報信報約定より付て此諸件

一 歐羅巴亞米利加より取違より避病所より流行
諸病を避り事此處置

一 魯西亞より阿る外國にコンシユル及び貿易關係に
役人等を命じり事より付て此諸件

一 外國居留に魯西亞人魯西亞居留に外國人等

遺物子付此諸件

一魯西亞人と外國人の間にて物定せし金銀取引此事及び外國人此間にて同格此事可里て議論差起り多々此の處置

一魯西亞裁判所にて吟味此為外國人此事子付見合せと何なき書類と掛合此事取纏め差遣何なき處置

一外國農民魯西亞へ轉任此事在魯西亞農民此事子付外國へ此公報

一外國人魯西亞に居住し或は通行し魯西亞政府に仕ん事を願ふ事の軍中此係囚となりしもの政府の救助を乞ふもの并に版權なきもの等子付文書往復此事

一國帝より外國人へ褒牌勲賞を賜ひ外國帝王より魯西亞人へ同格此事可里と事え外國事務局よりて之に關係せざるべし

一諸學術に發明發見及び物産製造此事子付ての處置

第二十六條

裁判所并に他省より差越るる書類公書公告の類を魯西亞語に譯し歐羅巴諸國の語に翻する事も内洲事務房にて司らるる所なり

第二十七條

魯西亞并に外國に使節公使コンシユルより魯西亞裁判所へ渡すべき書類を差越るる時は房にて之を保証すべし魯西亞にフランクシヨニールを裁判所より外國へ遣はるべき書類を同様なり

ア

第二十八條

内洲事務房を四部に分ち各部の役々は定め此通りならべし

第六章 外國事務局に會計房

第二十九條

會計房を三部に分ち即ち左此通り

第一 外國事務局に仕へるものより内洲より或は國內より或は外國人より他國より

何事も魯西亞政府に職務に預る者等其退老俸 歳俸 俸金に前渡し其際七奉給

第二 外國より取寄せしむる國用物件 事務局建物并に番人の入費

第三 事務局各院各房に入費會計の事件

第三十條

會計房を三部に分ち前條に區別し従ひ之を司じし處に右掛りの役も定む通りをせむべし

第三十一條

會計房に属するものも普請立合に役人並に金銀を預る役人並に室房に鍵預り建築方物見所事務局附属に病院石版所等なり

第三十二條

普請立合に役人も彼得堡に外國事務局へ出勤にべし
室房に鍵預り頭取も事務局に小遣番人等を支配せむべし

第七章・國帝此書庫

第三十三條

内洲并は國內政務に必要なる最も大切なる書類を之を國帝の書庫に收むるべし

第三十四條

國帝書庫を首長官人ありて之を司どり第一等此書物預り或人同第二等或人之り附屬せ

第三十五條

書物掛り此ものは外國事務局より既に外此掛りを勤めし者より提舉し置るべし

第八章 彼得堡此書庫

第三十六條

外國事務局此記録書類等千八百〇一年以來の分を彼得堡の書庫に收むるべし

第三十七條

彼得堡此書庫を首長官人ありて之を支配し附屬の者も二部に分ち其役を此數を定め此

通りたるを

第九章 莫斯科書庫

第三十八條

千八百〇一年以前に記録書類を都て之を莫斯科に書庫に蔵む即ち内洲に緊要事務に書類 諸帝國王國合衆國と取結ひたる條約
ボスソルスキプリカス事件并に外國事務役所に書類等なり

第三十九條

莫斯科書庫を首長を人有りて之を司とり其以下の役々は定め此通りたるを

書庫に蔵めたる外國に書類を原文に拘るに之を魯西亞語に譯し莫斯科裁判所の用に備へ置る

第四十條

國帝に上諭其外公告に書類を刊行する事を司する役人並に書庫に附屬するに但刊行掛り此人員は定此通りたるを

第十章・使節館 公使館 コンシヨル所

第四十一條

各國へ在留此使節 ニニストル コンシヨルを其國と
魯西亞と此懇親を重立し取扱ふ也

第四十二條

使節 ニニストルを以つて其職務に付て外國
事務執政此差圖り從ひ下令此都府之之を遵
奉し事務局此諸法院より掛合りて其事を取
行ふ也

第四十三條

魯西亞臣民外國にて闘争此事何れを使節に
ニストルを之に保護を加ふべし但しこの保護を
其場所此法律に叶ふを限る也

附り闘争事件に付裁判所にて曲直決断の
時より當り魯西亞人より懇請する事勝
手たり使節 ニニストルを之を妨ぐる
事行らざる也

第四十四條

交際關係に役くも之を四等に分つ

第一 使節

第二 公使

ミニストル

其外諸國の帝王(國

帝)に親書を以て可被差遣全權

第三

ミニストルレシデント

第四

シャルゼダグフェール

第四十五條

使節而已は國帝に名代と心得べし

第四十六條

第四十八條は揭示せる役くも使節館公使館
附屬中此重任多しべし

第四十七條

使節館公使館附屬に役くも議事官第一等書
記官同第二等同第三等并は附屬士官より其
人數を定め通りたる也

附り附屬士官を事務局より緊要なりと思

ひ之を命じらるべし

第四十八條

コンシユルゼ子テール
ワイスコンシユル
コンシユル所役人の職

掌并に居留せしむる事を別段に規則にて定めたり

第十一章 公使館より諸房へ此文書往復

第四十九條

ミニストルトモ亞細亞内洲會計此諸房に關涉せる事件に付文書往復此時に外國事務參政へ宛差出たべし

公使館より諸房へ可遣書類をミニストル之子花

押にんし不在此節をシャルゼダッフェール之子代る
應し其餘の役も花押にんし事を許さす

第十二章 外國事務局役人擢任并に局中

此昇進退役の事

第五十條

官位第五等此役以下を外國事務局に諸房
院へ擢任にんし事を執政に命じ候ふべし

但し軍中附屬士官を昇進退役もも總裁の意
よりよらるる

第五十二條

官位第五等以上は役々諸擢任昇進退役は國
帝の詔を奉じたる

第五十三條

外國より何れ使節館公使館コンシユル所は役々を
同様前條の通りたる也

但しミニストルレジデントシヤルゼダッフェールもこの例に
あらずにその役も外國政府へ對しては名義重
けきは第五等此官位なれども擢任昇進退役

とも帝勅を奉じたる

魯西亞外國事務局揭示

千八百五十九年第十二月十日第廿五号

外國事務局へ撰舉し交際關係に職務を
任じべき規則

外國事務局并に交際關係に役くへ撰舉此法を
以來次條に通り心得べし
第一條 この局へ勤仕を願ふものも平生より

其筋此事を學ひたりとも都て其差別なく用弁
に相當此人物が裁試此為緊要の吟味を請ふ
べし

この吟味は諸房に總裁之を司ども、
此類によりてはインクシヨール式人にて試す事可
也

第二條 この局へ撰舉の後直接相當に職務へ
命ぜらるる度方願出をその裁を外國交際子関
係なき場所より外國事務局へ轉役し局に勤向

を心得度旨願出さる所の所。材を第一場此吟味
此外必要此学科才能を試る為第二場此吟味を
かたへ

この第二場吟味此法は次條此通りなる
必用学科の吟味

第一 語學

魯西亞佛蘭西語をソグも十分此熟達に至る
ざる處々に勤仕を願ふ人もこの兩語學言
語文章兩様とも誤謬なく學び可也

羅匈獨逸英吉利語學を必須とするがれども
この内此語を知り或は波蘭語に達し將て他
此外國語を學び就中東洋語學に通せざるもの
を其志願を達す。頗る益あり

第二 學科

第一 交際學科の綱領萬國公法并に航海公
法此要旨

第二 和親其外此條約書并に事實就中女帝
加多隣第二世治世以来魯西亞關係の條約等

此事に付る。史編

其三 國益并に貿易此事に付たは、經濟學に基礎

第四 普通に改事學

附り勤仕を願ふもの交際學を心得る。為件多し書籍を讀過せん。其業容易なるべきを今度外國事務局に否學科の爲に讀此書目を公告せり。才能此吟味

第一 勤仕を願ふもの某れ事件一切此書類を請取讀過此上新に否書技を取調へその事件を處置し、事に付當人に見込を口上して建白し、

第二 口上して明亮に論辨せし通り書面上にて之同様見込を述べ得べき事を證す。右此題に書し、事、事件を魯文佛文と兩様にて取調ふべし

第三條 文際關係に職務中にも右此役を加

各房院附屬此役、其外文書院此送人亞細亞事務房第一第二部此役、使館館公使館、シシユル所等此役、

第四條 交際關係此職務へ擧舉此為吟味の前、外國事務局此儀事官等并、吟味掛りの、シシユル此面前より試むべし故に吟味を受るを此より三人以上を同時より試むと定むる、

魯西亞外國事務局重立ち各役、左に通り

○外國事務執政

一人

○同 參政

一人

○外國事務局議事院

大御領

一人

特命議事官 諸省諸房院より兼

十一人

第一等儀事官 同

二人

第二等同 同

三人

○事務執政附屬此官位フオンクシヨ子ール

第五等

三人

同
第六等

二人

○文書院

總裁

一人

書物禎り首長

一人

第一等書記官

二人

第二等同

三人

第三等同

四人

附屬士官

三人

○軍中執政附屬士官

第一等

一人

第二等

二人

○亞細亞事務房

總裁

一人

副裁

一人

第一部首長

一人

第二部同

一人

第三部 同

書物禎り首長

フオンクシヨ子ール第五等

同 第六等

同 第八等

譯官首長

同 第五等

同 附屬

法律を心得たるフオンクシヨ子ール五人

一人

一人

三人

一人

一人

一人

五人

廿二人

東洋語學所首長

○内洲事務房

總裁

副裁

第一部首長

第二部 同

第三部 同

第四部 同

書物禎り首長

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

一人

西洋語此譯官

四十人

○會計房

總裁

一人

第一部首長

一人

第二部同

一人

第三部同

一人

金領り役

二人

醫官

二人

○國帝此書庫

一人

首長

一人

○彼得堡此書庫

首長

一人

○莫斯科此書庫

首長

一人

○波蘭國鎮台附屬書記官

一人

○カウカス國鎮台附屬書記官

一人

○送人

廿五人

千八百六十二年中國魯西亞外國事務局此
入費

式百拾万六千〇拾五ル_ーブル四拾五コ_ーペ_ーキ

惣備高

此内釋

式拾八万千百拾ル_ーブル式拾四コ_ーペ_ーキ

外國事務局役_々國內_々何_々の俸金
八万九千〇三拾式ル_ーブル四拾五コ_ーペ_ーキ

彼得堡莫斯科兩都の外國事務局入費
燭燭物見所病院文書院此入費

書籍買上新聞紙代料其外_々も

壹万千三百〇七ル_ーブル七十三コ_ーペ_ーキ

ワルソリーチプリス_々何_々交際關係此文
書院并_々オデサー_々ソガオレンブルク_々何_々
外國掛_り役_々

式万式千四百十八ル_ーブル六拾五コ_ーペ_ーキ半
亞細亞領内へ國民轉任此入用并_々徑

界道書請等の入費

壹万八千ルーブル

東洋語學所并舊古く取立て方入用

ハ万ルーブル

使人足電機信報入費

七十壹万四千或百八十壹ルーブル七拾ハ

コペーキ

使節館公使館コンシユル所役此俸金

歐羅巴此分

三十四万七千七百四拾六ルーブル三拾九

コペーキ

同新

亞細亞此分

四万九千〇四拾貳ルーブル五拾コペーキ

同新

亞米利加此分

八千四百四拾六ルーブル

同新

五・弗利加比分

貳拾四万六千九百九十九キルキブル貳拾六キ

使節館公使館コンシユル所臨時入用

拾万ルブル

外國へ役と差遣すに付別段入用

八万七千五百五十九ルブル貳拾コペキ

外國関係に付物見其外建物此入用

三万〇四百九十七ルブル拾コペキ半

内密此入費

壹万〇六百八十二ルブル拾四コペキ

バンクへ為取替但し入用其外と云

ノ

外國事務傳



